



整理番号	26
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名：無所属の会・責任世代 議員氏名：大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	水道代金 30年2~3月分		
年月日	平成30年5月1日~平成	年月日	金額 1,264円

目的	調査研究など、政務活動を行うための事務所の維持
使途	水道代金
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

共有部分 (事務所・自宅)

$$3,456 \text{円} \times 39.67\% \times 1/2 = 685 \text{円}$$

専有部分

$$3,456 \text{円} \times 16.75\% = 579 \text{円}$$


$$685 \text{円} + 579 \text{円} = 1,264 \text{円}$$

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額
30-05-01	(ヨシダチョウ)	水道	3,456

【按分の理由】	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
事務所、自宅で共有している為	3,456円	計算式参照	1,264円
		36.53%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	27
------	----

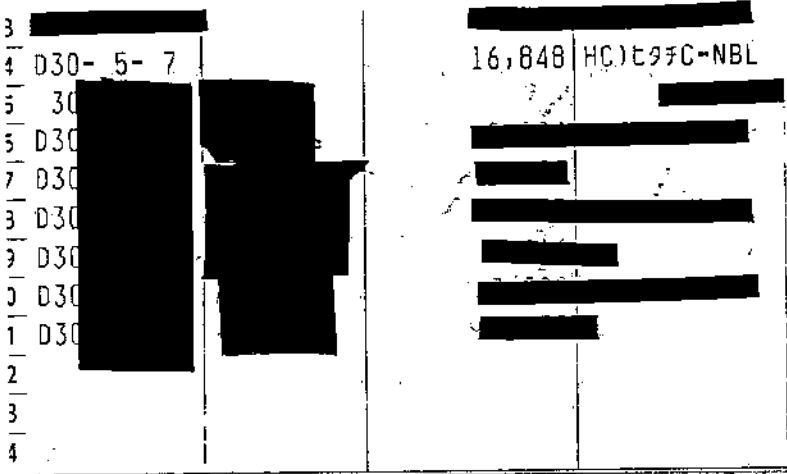
決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名：無所属の会・責任世代 議員氏名大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	複合機リース料金		
年月日	平成30年5月7日～平成 年 月 日	金額	16,848 円

目的	政務活動に必要な資料をコピー、FAX等する為
使途	複合機リース料金 (政務活動用)
政務活動・ 県政との 関連性	

<<領収書貼付枠>> 支払者：大石裕之	
3 4 D30- 5- 7 5 30 5 D30 7 D30 3 D30 3 D30 0 D30 1 D30 2 3 4	
5	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる 費用の為	16,848 円	100%	16,848 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	28
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------

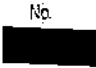
支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡新聞購読料 30年 4月分		
年月日	平成 30年 5月 7日~平成 年 月 日	金額	1,490 円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集
使途	平成30年4月分 購読料
政務活動・ 県政との 関連性	地域に根付いた情報を収集し、県政や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

領 収 証	
支店 01	区域 033
願路 111	No. 
大石裕之 様	
品名 静岡新聞 セット	部数 1
金額(円) 2,980	領収金額(含消費税) 2,980 円
	2018年 04月分
	領収致しました。
	年 月 日
新聞の購読料は、各金融機関で取り扱っています。ご利用下さい。	
(株) 塚本新聞	係
様原郡吉田町片岡2032	本店 0548-32-0661
※購読ありがとうございます。本証はご保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用と按分	2,980円	1/2	1,490円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	29
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 4 月分】 (会派名・議員氏名：責任世代 無所属の会 大石 裕之)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/10

(有) 神戸シェル石油
吉田インター
静岡県橋原郡
吉田町神戸 1676-1
TEL: 0549-32-1540 SS: 38809-33349

2018年05月10日 18:08 伝票No. 7389
取引通番 9223

0120-00 2788 38809
レギュラー カンリ外P07 ¥4592
数量 34.20L
単価 @134.26
(内)ガソリン税 (53.8)

小計 ¥4592
消費税 (対象 ¥4592) ¥367

合計 ¥4,959

約銭 1万:5041 5千: 41



利用可能ポイント
今回ポイント

4:0000000-0:00000000
01
係員:
処理日付: 2018/05/10 2788-2789
100取引
領収書にかえさせていただきます。
今回ポイントが反映されるまで、
お時間をいただく場合がございます。

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,959 円	1/2 %	2,480 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	30
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	30年4月分 ガス代		
年月日	平成30年 5月10日~平成	年月日	金額 1,683 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	

<<領収書貼付枠>> *領収書は別紙添付	
共有部分 (事務所・自宅)	専有部分
4,600円 × 39.67% × 1/2 = 912円	4,600円 × 16.75% = 771円
	912円 + 771円 = 1,683円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
事務所、自宅にて	4,600円	上記計算式参照	1,683円
按分		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収証

No 025204

収入印紙

大石裕九 殿

内訳 現金、振込
小切手、相殺
手形

百万 千 円
474600

但しガス料金4月分

上記の金額正に受領致しました

2018年5月10日



To ENO 東遠ガス器材株式会社

本社 静岡県藤原郡吉田町片岡2206-1
〒421-0303 電話 <0548> 32-001200
相良営業所 静岡県牧之原市大沢1-25
〒421-0526 電話 <0548> 52-0488

振替者

整理番号 3/

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名：責任世代 無所属の会 大石 裕之)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/5

納品書 (領収書)

2018年05月15日 08:30

上 様

現金固定J 1-897072-90020 0000

レギュラーガソリン P-10 8%

14.58L 9141.00 ¥2056

(内ガソリン税 653.80 ¥784)

20000

合計 ¥2,056

(内消費税等 ¥152)

※上記にて領収書とさせていただきます。

1万-7944 5千-2944 3千-944

2018/05/15 (897072)

傑しんこう 橋原SS

静岡県牧之原市細江2147-1

TEL0548-24-0880

ｼｰﾄNo. 0020-04

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,056 円	1/2 %	1,028 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	32
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	吉田町商工会懇親会 参加費		
年 月 日	平成30年 5月 17日~平成 年 月 日	金 額	1,000 円

目 的	町内の商工業者との親睦を図ると共に、地域経済の動態について知見を得る為
使 途	吉田町商工会懇親会 参加費として
政務活動・ 県政との 関連性	県内有数の利用率を誇る IC を抱えた製造・物流の要衝、吉田町の商工業の実情を知ることによって県全体のロジスティクス方向性・将来性を推し量る。
<<領収書貼付枠>> 領収書は別紙、開庁通知書添付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	1,000 円	/	1,000 円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領収書

67

大石裕之 様

金 1,000円

上記、商工会懇親会参加費として領収致しました。

平成30年 5月17日

吉田町商工会

会長 松浦 敏郎

〒421-0303 吉田町片岡1669

TEL0548-32-3366



5/17
15:30 -

静岡県議会議員

吉商 第11号
平成30年 4月19日

大石 裕之 様

吉田町商工
会長 松浦 敏



第58回吉田町商工会 通常総代会ご臨席のお願い

新緑の候、益々ご健勝にてご活躍の事とお慶び申し上げます。日頃は当商工会事業に格別のご理解ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記により第58回通常総代会を開催したく、公私共ご多用の折とは存じますがご臨席のご配慮をお願い申し上げます。

記

1 日時 平成30年 5月17日(木)午後3時30分開会

2 会場 吉田町商工会館2階会議室

3 日程及び内容 (別添のとおり)

くお願い。

- ※ 総代会へのご祝儀等のお心遣いはご無用にてお願い致します。
- ※ 準備の都合上、別紙ハガキにてご出欠席のご連絡をお願い申し上げます。
- ※ 上記に引き続き参加者懇親会を開催します。合わせてご臨席頂きたくお願いいたします。

1 日時 上記に引き続き 午後5時より予定
(約1時間30分)

2 会場 吉田町商工会館2階会議室

3 会費 1,000円

- 懇親会につきましては会費制とさせていただきます。
- ※ アルコール類も用意しますのでご留意ください。

整理番号	33
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名：責任世代 無所属の会 大石 裕之)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km/ km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

- ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
- ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

5/8



(有) 神戸シェル石油
吉田インター
静岡県榛原郡
吉田町神戸1676-1
TEL: 0548-32-1540 SS: 38809-33349

領収書

2018年05月18日 09:18 伝票No. 8642
取引通番 5237

38809

0120-00 4170 4911
レキロー ガソリン 外P07 ¥4911
数量 36.08L
単価 @136.11
(内ガソリン税 @53.8)

小計 ¥4911
消費税 (対象) ¥4911 ¥333

合計 ¥5,304

約銭 1万:4696 6千:696

係属: 4:00000000-0:00000000 01

処理日付: 2018/05/18 4170-4171
100取引

領収書にかえさせていただきます。
今回ポイントが反映されるまで、
お時間をいただく場合がございます。

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,304 円	1/2 %	2,652 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 34

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	5/19 静岡県サッカー協会総会・パーティ 会費		
年月日	平成30年 5月 19日～平成 年 月 日	金額	5,000円

目的	県民の心身の健全な発達と県のスポーツ振興、文化の醸成のための意見交換
使途	静岡県サッカー協会総会 パーティ 会費
政務活動・ 県政との 関連性	スポーツを通し、県民の心身の健全な発達と、県のスポーツ振興、文化の醸成の為

《領収書貼付枠

支払者
大石裕之

No. _____

領 収 証

大石 様 平成30年 5月 19日

金額	6,500
----	-------

但 静岡県サッカー協会総会及びパーティ会費
上記正に領収いたしました

〒426-0041 静岡県藤枝市高柳1丁目18-23
一般財団法人静岡県サッカー協会
中西部支部

静岡県サッカー協会
中西部支部
印

按分の理由 全て政務活動に 係るものである	6,500円	上限額適用	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

5/9

平成 30 年 4 月 吉日 17-30-

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部

会 長 深津 三郎

理 事 長 野中 伸行

一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部顧問就任のお願い並びに

平成 30 年度総会並びにパーティーの開催について(ご案内)

陽春の候、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、日頃当支部の事業並びにサッカーの振興・発展のために、格別なご理解とご支援を賜り誠に有り難うございます。

本年度の当支部事業のさらなる発展を目指し、貴殿に顧 問に就任願いたく、宜しくお願い申し上げます。

尚、下記日程にて平成 30 年度定期総会を予定しましたので、ご案内させていただきます。

本年度も、支部内のサッカー関係者の交流をはかり、協会のさらなる発展を目的に、総会終了後「中西部サッカー協会パーティー」を予定しております。

ぜひ多くに方々にご出席いただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 日 時 平成 30 年 5 月 19 日 (土)

定期総会 17:30~ (受付 17:00~)

パーティー 18:30~

2. 会 場 小杉苑 (藤枝市青木 2-35-20 TEL054-641-3321)

3. 会 費 ¥6,500

4. その他 出欠席を 5月12日までにお知らせ下さい。 同封のはがきにてお願いします。

5. プライバシーポリシーに関して

顧問就任のご承諾をいただきました際には、支部総会資料(要覧)に役職・お名前のみを掲載させていただきます。

※ パーティ当日は受付が大変混雑するため、事前の郵便振込みでお願い致します。お振込みの際の手数料は、協会が負担致します。名前を必ず御記入の上お振込みお願いします。

<お振込み先> 口座番号 00860-1-98784 中西部サッカー協会パーティー

<担当者>


一般財団法人静岡県サッカー協会中西部支部庶務

勤務先

携 帯

4/7
ハガキ

整理番号	35
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人しずかちゃん 30年度年会費		
年月日	平成30年5月21日～平成	年 月 日	金額 3,000 円

会の趣旨・目的	協働事業を通じ、従事者、住民、行政などのネットワーク構築を図る。
会の活動内容等	2001年しずおか緑・花・祭の会場である吉田公園を将来にわたり住民の意向が直接反映される花緑を基調として癒しを提供する都市公園にするため、吉田公園の管理運営に関する事業に参加するとともに、吉田公園を拠点として多様な活動を展開し、地域の活性化と潤いある県土づくりに寄与することを目的とする。
政務活動・県政との関連性	協働事業を通じてのネットワークを活かし、地元住民の意識を高め、身近な地域に対する愛着や 誇りを育み、魅力ある地域共生に生かしたい。

《領収書貼付枠》 領収書は別紙貼付。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要 (事業計画書・定款：年会費に関する記載は9頁)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	3,000 円	100%	3,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

天石裕之様

No. 415

★ 円 3,000-

但 平成30年度会費

30年 5月 21日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(1%)

〒403-6421 橋原郡吉田町川尻

特定非営利活動法人から

収 入
印 紙

Kaunet

議案第2号

平成29年度事業計画書について

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

1 平成29年度事業展開の方針

吉田公園の存在は、花と緑の癒しの公園として県内は勿論、近隣の県にも知られるようになり、来園者も地域中心から様相を異にし、恒例となったチューリップまつりには毎年多くの来園者が各地から訪れる。

指定管理者として3期目・2年目となる今年度も、花苗の生産販売、自販機による増収、イベント誘致による利用料金等の増収で自主財源を確保し、来園者の期待に沿うよう、更なる魅力ある公園を目指して花壇の整備・充実、芝生の管理、ピオトープの管理等に努める。

また、自らチューリップ球根の購入、散見される宿根草衰退エリアへの補植等積極的な予算確保、事業展開に努める。運営に関しては、当公園の担い手である会員、ボランティアとの協働のもと「春のチューリップまつり」「秋のイベント」等を主催するとともに、民間の公園利用によるイベントの誘致、共催を推進することにより公園利用者の増加を図り、地域の名所、旧跡と連携し地域振興にも寄与する。

さらに、命山の完成に伴い、日常は避難施設としてはもとより来園者の憩いの場としての活用を図り、近隣の小学校、幼稚園や保育園へ遠足の場として利用促進を図る。

2 会議

- | | | |
|-----------|-----|-------------------------|
| (1) 総会 | 1回 | 平成29年5月21日(日) |
| (2) 理事会 | 12回 | 毎月の定例会のほか、必要の都度開く。 |
| (3) 監事会 | 1回 | 必要の都度 |
| (4) 各委員会 | 12回 | それぞれ月1回の定例会のほか、必要の都度開く。 |
| (5) 委員長会議 | | 必要の都度開く。 |

3 事業実施事項

(1) 特定非営利活動事業

ア 吉田公園を利用して行う保健・医療、福祉活動の支援事業

- ・ レイズドベッド植栽体験の支援
- ・ デイサービス施設等からの来園者に対する支援

イ 吉田公園を利用して行う教育活動

- ・ 園芸ミニ講座の開催
- ・ 職業体験学習の積極的受け入れ
- ・ 学童等の自然体験学習の支援

ウ 花緑に関する情報提供事業

- ・ 秋の七草等花緑ガイド実施
- ・ 花緑・イベント便り(毎月発行)

- ・ 緑花大学等各種講座の開催
 - ・ スタンプラリーの実施
 - ・ 吉田公園に係る広告営業活動
- エ 吉田公園管理事業
- ・ 樹木、芝生等の植栽・維持管理業務
 - ・ 花壇の植え替え、宿根草の補植
 - ・ 散水、除草等の維持管理業務
 - ・ 施設の保守、点検業務
 - ・ 周辺の維持管理業務
- オ 吉田公園を拠点として行う各種イベントの企画運営事業
- ・ チューリップ球根の植栽
 - ・ チューリップまつりの開催
 - ・ 秋のイベントの開催
 - ・ 花壇コンクールの開催
 - ・ 緑花大学作品展の開催
 - ・ お月見コンサートの開催
 - ・ 他団体の各種イベントの誘致、共催、後援
- カ 自然との共生を育む事業
- ・ 秋の七草ガイドを中心とした公園花緑ガイド
 - ・ バードウォッチング
 - ・ 公園周辺ウォーキング
 - ・ 剪定枝葉、カット芝生の有効利用
 - ・ 収穫体験学習
 - ・ こども体験イベント
- キ 吉田公園とその周辺の環境整備事業
- ・ 公園周辺の草刈・清掃作業の実施
 - ・ 周辺の花緑の環境整備作業
- ク その他理事会で必要と認めた事業
- (2) 収益事業
- ア 物品等販売事業
- ・ 自動販売機による販売手数料収入
 - ・ 花苗等の販売
 - ・ イベント時の売店営業
- イ 物品販売の斡旋業務
- ・ 物品販売の斡旋業務
- ウ 公園利活用事業の誘致
- ・ 吉田公園の充実した維持管理に寄与でき、来園者に憩いと癒しの場を提供できるよう、魅力あるイベントを誘致する。

主な事業の概要

事業名	開催名等	開催時期等	開催目的・概要
吉田公園を拠点として行う各種イベントの企画運営事業	第30回花壇コンクール	H29.5～ 説明会 製作・管理 審査・表彰	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民参加による継続的園内修景 ・ 花のある公園の実現 ・ リピーターの確保 <p>[概要]</p> 年2回、公募により22区画の花壇の制作・管理の参加者を募り、優れた花壇制作者を表彰する。
	第31回花壇コンクール	H29.11～ 説明会 製作・管理 審査・表彰	
吉田公園を拠点として行う各種イベントの企画運営事業	チューリップまつり	H29.3.25～4.2	<p>[目的]</p> チューリップ花壇をはじめ公園内に咲く10万本のチューリップや春の花々の観賞と併せてステージイベント、出店等を開催して来園者の増加を図る。
	チューリップ植栽イベント	H29.4 参加者募集 H29.11.12 植栽	チューリップ花壇で、一般参加により5万球の球根を植栽する。
	秋のイベント	H29.9.29～10.1	秋の七草鑑賞、お月見コンサート、ステージイベント等を開催する。
吉田公園を利用して行う保健医療活動支援事業	レイズドベッド植栽実習等	H29.6 H29.11	<p>[目的]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者による花壇植栽 ・ 高齢者や障害者の作業支援 ・ 他のボランティア団体との連携 <p>[概要]</p> 花壇の植栽等について、高齢者や障害者による作業を支援する。

特定非営利活動法人しずかちゃん定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人しずかちゃんという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県榛原郡吉田町川尻4036番地の2に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、2001年しずおか緑・花・祭の会場となった吉田公園を将来にわたり住民の意向が直接反映される花緑を基調として癒しを提供する都市公園にするため、吉田公園の管理運営に関する事業に参加するとともに、吉田公園を拠点として多様な活動を展開し、地域の活性化と潤いある県土づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動（別表第1号）
- (2) 社会教育の推進を図る活動（別表第2号）
- (3) まちづくりの推進を図る活動（別表第3号）
- (4) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動（別表第4号）
- (5) 環境の保全を図る活動（別表第5号）
- (6) 子どもの健全育成を図る活動（別表第11号）

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 吉田公園を利用して行う保健、医療及び福祉活動の支援事業
- ② 吉田公園を利用して行う教育活動の支援事業
- ③ 花緑に関する情報提供事業
- ④ 吉田公園の管理業務の受託事業
- ⑤ 吉田公園を拠点として行う各種イベントの企画運営事業
- ⑥ 自然と共生を育む事業
- ⑦ 吉田公園及びその周辺の環境整備事業
- ⑧ 子どもの健全育成を図る事業

(2) 収益事業

- ① 物品等販売事業
- ② 物品販売の斡旋事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限りにおいて行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法人の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、現に入会金及び会費を拠出し、かつ、この法人の事業運営に要する役務又は金銭の提供を行う意思を有する個人又は法人等
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、現に賛助会費を拠出した個人又は法人等

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書兼宣誓書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条第1号に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める賛助入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長が前条第2号に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を添付した書面をもって本人又は法人などにその旨を通知しなければならない。

(入会金、会費及び賛助会費)

第8条 正会員は、前条第1項の入会申込承認後、理事長の請求に基づき、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、前条第2項の賛助入会申込承認後、理事長の請求に基づき、賛助入会申込時に申し出た口数の総会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費又は賛助会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員等

(役員の種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 2人
- (3) 理事（理事長及び副理事長を含む。） 10人以上15人以下
- (4) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を越えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときにはその職務を行う。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため、必要に応じて総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の業務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、必要に応じて顧問を置く。

- 2 顧問は、総会の議決を経て、理事長が任命する。
- 3 顧問は、理事長に必要な助言を行うほか、理事長の求めに応じて理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(グラウンドスタッフ)

第21条 理事長は、事業運営を円滑に行うために必要があると認めるときは、グラウンドスタッフを置くことができる。

- 2 グラウンドスタッフは、理事長が指名する。
- 3 グラウンドスタッフは、理事長の求めに応じて、事業計画の立案及び円滑な推進を図るための活動を行う。

(職員)

第22条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任命する。

第5章 総会

(総会の種別)

第23条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第25条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任又は解任、職員及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額並びに賛助会費の1口の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他この法人の運営に関する重要事項
（総会の開催）

第26条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め収集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（総会の招集）

第27条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第28条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第29条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

（総会の議決）

第30条 総会における議決事項は、第27条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の表決権等）

第31条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（総会の議事録）

第32条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数
- (3) 審議事項

- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも2日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記録した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に挙げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 賛助会費
- (5) 寄附金品
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) 事業に伴う収入
- (8) その他の収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度の開始する10日前までに総会において、議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。
(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算成立後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

2 会計の決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の遂行の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が精算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、

かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第9章 広告の方法

(広告の方法)

第56条 この法人の広告は、この法人又はこの法人が別に指定する掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金、会費及び賛助会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 入会金 2,000円
 - (2) 会 費 個人正会員3,000円 ・ 法人正会員10,000円
 - (3) 賛助会費 個人賛助会員3,000円(1口) ・ 法人賛助会員10,000円(1口)
- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。

附 則

この定款は、登記の日から施行する。

附 則 (平成29年5月21日)

この定款は、平成30年10月1日から施行する。

整理番号	36
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	平成30年5月22日～平成 年 月 日	金額	1,580円



目的	ペットの殺処分ゼロに向けての取組についての聞き取り
使途	交通費（有料道路通行料 吉田↔静岡）
政務活動・ 県政との 関連性	県事業の内容や進捗状況を確認し、政策提言に活かす。

<<領収書貼付枠>> ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 吉田 料金所(至) 静岡 18年 5月22日 9時46分 通行料金 ¥790- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A02805-225202-550022 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 料金所(自) 静岡 料金所(至) 吉田 18年 5月22日 12時17分 通行料金 ¥790- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A02805-225213-909720 <small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small>
--	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,580円	/	1,580円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当

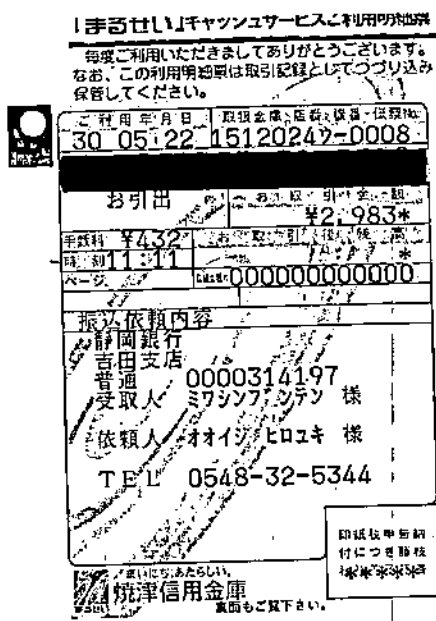
整理番号	37
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名 無所属の会 責任世代 議員氏名大石裕之)



経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報整備費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	中日新聞購読料 30年 4月分		
年月日	平成 30年 5月 22日~平成 年 月 日	金額	1,707 円

目的	県内の情報収集の為
使途	中日新聞 購読料 (購読料 2,983 円+振入手数 432 円)
政務活動・ 県政との 関連性	地域に根付いた情報を収集し、県政・政策に生かす為
<p>《領収書貼付枠》</p> <p>2,983 円+432 円=3,415 円 3,415 円÷2=1,707 円</p> <div style="text-align: right;">  </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、私用と按分	3,415 円	1/2	1,707 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	38
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名：無所属の会 責任世代 議員氏名：大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精弊種費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費				
内容	駐車場賃借料				
年月日	平成 30年 5月 22日	～平成	年 月 日	金額	2,574 円

目的	政務活動を行うための駐車場の賃借
使途	30年5月分駐車場賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

来客兼用 2台 (1/2)
 $3,432 \text{ 円} \div 4 \text{ 台 (駐車場台数)} \times 2 \text{ 台 (来客兼用)}$
 $\div 1/2 = 858 \text{ 円}$
 来客専用 2台 (10/10)
 $3,432 \text{ 円} \div 4 \text{ 台 (駐車場台数)} \times 2 \text{ 台 (来客専用)}$
 $= 1,716 \text{ 円}$
 $858 \text{ 円} + 1,716 \text{ 円} = 2,574 \text{ 円}$

支払者：大石裕之

「まごせし」キャッシュサービス
 毎度ご利用いただきましてありがとうございます。
 なお、この利用明細票は取引記録としてつづり込み
 保管してください。

ご利用年月日 取扱支店・店番・口座・振票No.
 30.05.22 15120249-0010

お引出 振込金額 3,000*

手数料 ¥432

時刻 11:12

振込依頼内容

依頼人 オオishiヒロユキ 様
 TEL 0548-32-5344


印紙税申告料
 付につき印紙
 貼付してください

焼津信用金庫

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
来客専用、来客兼用の使 用区分があるため	3,432 円	計算式参照	2,574 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	39
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・懇談精進活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (30年5月分)		
年月日	平成30年5月22日~平成 年 月 日	金額	29,347 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	30年5月分 事務所家賃
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》 振込内容明細は別紙添付

支払者：大石裕之

- ①共有部分 (事務所・自宅)
 $80,216 \text{ 円} \times 37.57\% \times 1/2 = 15,911 \text{ 円}$
- ②事務所部分
 $80,216 \text{ 円} \times 16.75\% = 13,436 \text{ 円}$
- ①15,911 円 + ②13,436 円 = 29,347 円

「まるせい」キャッシュサービスご利用明細票
 毎度ご利用いただきましてありがとうございます。
 なお、この利用明細票は取引記録としてごフリ込み
 保管してください。

ご利用年月日: 30-05-22 取扱金額: 1512024 振込: 0009

お引出	お取引金額
手数料 ¥216	¥80,000*
時刻 11:12	
ページ	000000000000

振込依頼内容

依頼人: 大石裕之様
 TEL: 0548-32-5344

印紙税申告別
 付につき印紙
 税を納付済み

梶津信用金庫
 裏面もご照下さい。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、自宅で共有し ている為、按分	80,216 円	/ 計算式参照	29,347 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	40
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	榛原食品衛生協会総会・懇親会 会費		
年月日	平成30年 5月23日～平成 年 月 日	金額	5,000円

目的	食品衛生思想の普及向上、指導員活動の推進自主管理体制の強化を目標とする。
使途	榛原食品衛生協会総会・懇親会 会費
政務活動・ 県政との 関連性	消費者、一般家庭に食品衛生への関心、注意をもってもらい「食の安心・安全」を目指す。

《領収書貼付枠》 開催通知書は別紙

領収証

県議会議員 大石裕之 様

金額	¥ 5,000-
----	----------

但 総会 懇親会費にて

現金 小切手 手形

30年 5月 23日 上記正に領収いたしました

静岡県牧之原市静波44
中部保健所 榛原分庁
榛原食品衛生協会
TEL (0548) 22-1330

No.

収入印紙

消費税額等(%)

コクヨウケ-390

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	5,000円	100%	5,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

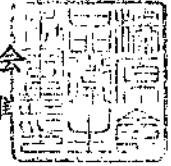
両方出席

723
14:00-

榛食協第4号
平成30年4月16日

県議会議員
大石裕之様

榛原食品衛生協会
会長 松下 衆雄



榛原食品衛生協会定時総会のご案内

陽春の候、貴台におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
日頃、当協会の事業につきまして格別のご指導、ご協力を賜り心より厚く御礼申し上げます。
さて、当協会の平成30年度定時総会を下記日程により開催いたします。
今年度より総会時に、中部保健所長表彰並びに榛原食品衛生協会会長表彰を行いますので、併せてご案内申し上げます。
また、総会終了後引き続き懇親会を行いますので、公務御多忙の折とは存じますが、是非御臨席を賜りますようお願い申し上げます。

記



1. 日時 平成30年5月23日(水) 14時より
2. 会場 マイハートUOTOMO
牧之原市地頭方1581-50
TEL (0548) 58-0500
3. 会費 懇親会会費 5,000円
(誠に恐縮ですが、会費制とさせていただきます。)

*お手数ですが、同封のハガキにて5月10日までにご返事をお願い致します。

榛原食品衛生協会 TEL (0548) 22-1339

4/9
ハガキ

整理番号	41
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内 容	来客用飲料代		
年 月 日	平成30年 5月 24日~平成	年 月 日	金 額 1,382円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

1,280円×108%=1,382円



吉田店
 岐阜県吉田町神戸656
 TEL 0548-33-2711
 SUPER DRUG STORE | 営業時間 9:00~21:45

☆イベント役員・幹事様必見☆
 杏林堂は「まともな買い」を応援！
 お祭り・スポーツ大会・行楽
 他社に負けない価格とサービスで
 ご提供！お気軽にご相談ください
 2018年05月24日(木)14:22 1382

券No00000031セル7A

アサヒ ミツ矢サイダー ¥1,280

小計 (外税) ¥1,374
 外税 ¥109
 (税合計) ¥1,483

お預り ¥1,648
 お釣り ¥165
 お買上点数 2点

¥1,382

「◎」印は

セルフレジェクション税制対象



店No00118

按分の理由 全て政務活動に係る ものである。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,382円	100%	1,382円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 42

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名：無所属の会・責任世代 議員氏名：大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費・事務所費・人件費		
内容	しんぶん赤旗 5月分購読料		
年月日	平成30年5月24日～平成 年 月 日	金額	3,497円

目的	日本共産党の活動、考え方の情報収集
使途	しんぶん赤旗購読料
政務活動・ 県政との 関連性	県政党の情報を収集し、政策や質問の参考にする。

《領収書貼付枠》

大石 裕之 様

新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

3,497 円

2018 年 5 月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございます。

中部地区委員会
島田市細島682-4
TEL 0547-36-9122

南北「板門店」会談
新たな平和体制への転換期です。戦争のない世界に！

領収日 /

投書

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,497円	100%	3,497円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 43

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	:
----	-------	--	-------	--	-------	---

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名：責任世代 無所属の会 大石 裕之)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名

《領収書貼付枠》 5/5

(有) 神戸シェル石油
吉田インター
静岡県榛原郡
吉田町神戸1676-1
TEL: 0548-32-1540 SS: 38809-33349

令員又書

2018年05月25日 15:43 伝票No. 9916
取引番号 6292

0120-00 5598 38809 様

レギュラー ガソリン 外P07 ¥4303

数量 31.40L

単価 @137.04

(内加) カル税 @53.8

小計 ¥4303

消費税 (対象) ¥344

合計 ¥4,647

釣銭 1万:5353 5千:353

4:0000000-0:00000000 01

係員:

処理日付: 2018/05/25 5598-5599

100取付

領収書に
お時間を
ごさいます。

按分の理由 政務活動と私用で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,647 円	1/2 %	2,323 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	44
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会・責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	携帯電話代金 (平成30年3月分)		
年月日	平成30年5月25日~平成	年 月 日	金額 3,129円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	携帯電話代金
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》 請求明細書は別紙添付
 請求金額 15,267円-auかんたん決済 538円- (AppleCare 端末サポート 852円
 +機器購入代金 7,620円) ÷2= 3,129円
 *利用明細の内訳の中の「電話きほんパック」は留守番電話サービス等のオプションであり、
 補償等は含まれておりません。

4	D30- 5- 7		
5	30- 5-22		
5	D30- 5-22		
7	D30- 5-22		
3	D30- 5-22		
3	D30- 5-22		
2	D30- 5-22		
1	D30- 5-22		
2	D30- 5-25		
3	D30- 5-28		
4	D30- 5-28		

15,267 | KDDIリコーナビセ

按分の理由 私用、政務活動で 按分した。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	15,267円	上記計算式参照	3,129円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

料金明細書

<凡例>税込または免税料金等：「*」、旧税率計算対象料金：「#」

KDDI 株式会社

大石 裕之 様

ご請求コード： [REDACTED]

発行日： 2018年 5月 3日

1頁

● au 電話料金

● 合計

14,729円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
< 4月ご利用内訳 >	14,729		
▼プラン利用料	5,480		auお客様コード [REDACTED]
auピタットプラン (カケホ/V)		3,980	
誰でも割		-1,500	
LTE NET		300	
auピタットプラン (データ/V)		3,700	データ利用量は2GB~3GBです。
オプション使用料割引額		-1,000	ビッグニュースキャンペーン
▼オプション使用料	300		
電話きほんパック		300	
▼通話料/auピタットプラン (カケホ/V)	12		
通話料		10,380	
SMS (Cメール) 送信料		12	
auピタットプラン (カケホ/V) 割引額		-10,380	
▼AppleCare&端末サポート/税込	852		
Apple 保証延長/税込		666*	(本体価格6,177円)
Apple 保証延長・紛失補償/税込		186*	(本体価格1,733円)
▼購入機器代金	7,620		
分割支払金		7,620*	12回払い 4回目。残額 60,960円
▼ユニバーサルサービス料	2		1番号当たり 2円のご請求となります。
▼消費税等 (8%)	463		8%消費税の課税対象額 5,794円

auご利用月数は2018年 5月で22年 6ヶ月目です。

● auかんたん決済利用料

● 合計

538円

ご利用項目	金額(円)	内訳(円)	備考
0 [REDACTED]	538		
▼auかんたん決済利用料	538		
auスマートパスプレミアム/税込		538*	



● 総合計 15,267円

・ユニバーサルサービス料は、日本全国における加入電話・公衆電話等の提供確保のため、NTT東・西日本に支払われるものです。

・内訳に「*」があるものは税込または免税料金等となり、消費税計算を分けて行っているため「消費税等」ならび「課税対象額」には含まれておりません。

整理番号

45

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	吉田町国際交流協会 2018 年会費		
年月日	平成 30 年 5 月 27 日～平成	年 月 日	金額 1,000 円

会の趣旨・目的	協会は国際人の育成を目指し、世界の人々と教育、文化、産業等の多様な交流を通じて、国際理解や国際感覚を高めるとともに世界に開かれた快適で魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・国際交流に関する諸事業の計画・実施 ・国際交流に関する広報活動と資料提供 ・国際交流推進のための調査研究と情報交換 他
政務活動・県政との関連性	国籍などの異なる人々が、互いの文化や価値観の違いを理解しあい共に暮らしていくことや、国際社会での相互理解を深め国際感覚を養うことは、これからの時代にはますます重要になると考えており、友好関係にある海外自治体と交流事業を通じ、静岡県の国際化を推進したい。

＜領収書別

(本用)	領収書	様	大石裕之	金 1,000 円	平成 30 年度会費として上記金額を領収いたしました。	領収 30.5.27 吉田町国際交流協会会長
------	-----	---	------	-----------	-----------------------------	------------------------------

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動に資する団体会費のため、全額充当する。	1,000 円	100%	1,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

YOSHIDA

吉田町国際交流協会

Yoshida-cho International Friendship Association

そう
総

かい
会

ねん がつ にち にち
2018年5月27日(日)

14:00~16:00

けんこうふくし
健康福祉センター「はあとふる」

平成30年度 吉田町国際交流協会総会

日時 平成30年5月27日(日)

14:00から
場所 健康福祉センター「はあとふる」

次第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 議案第1号 平成29年度事業報告の件
 - (2) 議案第2号 平成29年度収支決算の件 (監査報告)
 - (3) 議案第3号 役員承認の件
 - (4) 議案第4号 平成30年度事業計画の件
 - (5) 議案第5号 平成30年度収支予算の件
- 4 事業報告
小中学生オーストラリアホームステイ短期派遣事業
- 5 来賓紹介
- 6 顧問あいさつ
- 7 アトラクション
志太マンドリン・ギターアンサンブルによる演奏
- 8 閉会のことば

よしだちょうこくさいこうりゅうきょうかいきやく
吉田町国際交流協会規約

(名称)
第1条

この会は、吉田町国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)
第2条

協会は、国際人の育成をめざし、世界の人々と教育、文化、産業等の多様な交流を通じて、国際理解や国際感覚を高めるとともに、世界に開かれた快適で魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)
第3条

協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流に関する諸事業の計画・実施
- (2) 国際交流に関する広報活動と資料提供
- (3) 国際交流推進のための調査研究と情報交換
- (4) 国際性豊かな人材の育成
- (5) 友好都市交流の推進
- (6) その他目的を達するために必要な事業

(組織)
第4条

協会は、第2条の目的に賛同する個人、法人及び団体をもって組織する。

(役員)
第5条

協会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名以内
- (3) 理事 40名以内
- (4) 会計 4名以内
- (5) 監事 2名
- (6) 書記 4名以内

2 役員の内任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 役員の内任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員の内任期満了後も、後任者が就任するまではその任務を行う。

(任務)
第6条

役員の内任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 理事は、事業等の企画、運営にあたる。
- (4) 会計は、会計事務を行う。
- (5) 監事は、会計及び業務を監査する。
- (6) 書記は、会議の書記にあたる。

(役員の内選任)
第7条

役員は、総会において選任する。

(会議)
第8条

会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(1) 会議の議長は会長が務める。

(総会)

第9条 総会は、毎年1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上からの要請があったときは臨時総会を招集する。

2 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関する事。

(2) 事業報告及び決算に関する事。

(3) 規約の改正に関する事。

(4) 役員を選出に関する事。

(5) その他、会長が特に必要と認められた事項。

(役員会)

第10条 役員会は、必要に応じて会長が招集し、協会の運営に関する重要事項を審議する。

(顧問)

第11条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が役員会にはかり委嘱する。

3 顧問は、会長の求めに応じて会議に参加し、意見を述べるすることができる。

(専門部会)

第12条 会長は、協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(事務局)

第13条 協会の事務を行うため、吉田町役場内に事務局を置く。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもってあてる。前項の会費は次のとおりとする。

(1) 個人 年額 1,000円

(ただし、家族会員については、徴収しない。)

(2) 法人、団体 1口 年額 5,000円

(会計年度)

第15条 協会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他の事項)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成7年12月17日から施行する。

2 平成7年度会費を納付した会員に限り、平成8年度会費は徴収しない。



附 則

この規約は、平成18年4月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年5月24日から施行する。

整理番号	46
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・太石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 事務費 事務所費・人件費		
内 容	A3ファイル代		
年 月 日	平成30年 5月28日~平成	年 月 日	金 額 1,803円

目的	
使 途	
政務活動・ 県政との 関連性	
《領収書貼付枠》	<ul style="list-style-type: none"> ・クレジットカード明細別紙添付 ・納品書 " "

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動に係るものである。	1,803円	100%	1,803円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

カード名称を選択して「表示」ボタンをクリックしてください。

カード名称/ カード番号	<input type="text" value=""/>	<input type="button" value="表示"/>
お支払日	2018年5月28日	
ご請求総額(A+B+C+D)	<input type="text" value=""/>	
内訳	A 1回払い分割払い	<input type="text" value=""/>
	B リボルビング払い(ショッピング)	0円
	C リボルビング払い(キャッシング)	0円
	D 調整額	0円
請求年月	※2007年11月以降の過去16ヶ月分の履歴を照会できます。	
	2018年5月	<input type="button" value="表示"/>

お客さま番号	<input type="text" value=""/>
金融機関名	<input type="text" value=""/>
支店名	<input type="text" value=""/>
預金種目・口座番号	<input type="text" value=""/>
口座名義人	<input type="text" value=""/>
	<input type="text" value=""/> sml.



<input type="button" value="ご利用明細"/>	<input type="button" value="ご利用明細 (リボ払い)"/>	<input type="button" value="ご請求予定額明細"/>
--------------------------------------	---	---

明細(簡易版) <2018年5月10日現在>

ご利用日	ご利用先など	ご利用者	今回回数	ご利用金額
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018		本人	1/1	円
2018年4月20日	ヤフーショッピング カウモール	本人	1/1	1,803円
		本人	1/1	円

カウモールヤフーSHOP納品書

1/1

大石裕之 様

お問い合わせ先（お届け商品の交換・返品・その他ご質問など）
カウモールヘルプデスク
yahooshop@kaumall.com もしくは 0120-671-150
【受付時間】平日（月～金曜）午前10時～午後5時

注) 2003794538 伝) 1100038548

受注日	2018/04/19
受注確認No	10106852
出荷番号	10106852-001
出荷日	2018/04/19
決済方法	クレジットカード決済

いつもご利用いただきましてありがとうございます。

クレジットカードでのお支払の場合には、ご利用会社からのご請求になります。

また、お届けに30日以上を必要とする商品をご注文の場合、お振込み及び決済完了後にメーカーへの生産依頼、出荷手配を致しますのでお届けよりも前にお客様の口座よりお引き落としが行われますのであらかじめご了承願います。（お引き落とし日はご利用カード会社により異なります。）

この度お買い上げいただきました商品の中でメーカー保証がついている商品に関し、保証書の発効日付および販売店名については、この納品書にて代用させていただきます。つきましては保証書と納品書は必ずセットで保管願います。

この書類は領収書ではございません。お支払時にお支払先から発行される書面をもって領収書とごえさせていただきます。

なお、下記に提示の商品価格はご注文時点にサイトでご提示していた価格でありお客様が使用されたポイントは反映しておりませんのでご了承ください。

品番	商品名	仕様	単価（税込）	数量
50073252	キングジム キングファイルG灰A 3縦背幅6 5 mm		¥1,803	1
	ラッピング のしがけ ゲリティングカード			

摘要欄

整理番号	47
------	----

決裁	会派代表者	 :	経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名無所属の会・責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精進活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネット・固定電話料金		
年月日	平成30年5月28日～平成 年 月 日	金額	4,447円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集の手段として
使途	インターネット利用料金 (クレジットカード決済)
政務活動・ 県政との 関連性	

<領収書貼付枠> 領収書(カード明細)は別紙 支払者:大石裕之
 インターネット利用料 4,300円×1.08=4,644円 4,644円÷2=2,322円
 電話代 6,799円-4,644円=2,155円 2,322円+2,155円=4,477円
 *別添の内訳書にある“追加番号使用料”は、FAXにて使用の番号分(政務活動用)です。
 ・*インターネット利用料は利用明細書「①-②」の金額です。

「按分の理由」	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
インターネット:政務活動専用 専用:固定電話:政務活動専用	6,799円	上記参照	4,447円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用照会

ローン・キャッシング

お申込いろいろ

暮らしスマイル

優待&キャンペーン

各種登録・変更

大石 様

ログイン日時: 2018年5月14日 13時45分
前回ログイン: 2018年5月14日 13時44分

ログアウト

トップ > ご利用照会

ご利用明細照会

カード名称を選択して「表示」ボタンをクリックしてください。

カード名称/ カード番号	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>	<input type="button" value="表示"/>	お客さま番号	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>
お支払日	2018年5月28日		金融機関名	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>
ご請求総額(A+B+C+D)	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>		支店名	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>
内訳	A 1回払い分割払い		預金種目・口座番号	<input type="text" value="XXXXXXXXXX"/>
	B リボルビング払い(ショッピング)	0円	口座名義人	オインヒロキ
	C リボルビング払い(キャッシング)	0円	<input type="button" value="スマイルの照会・交換"/>	
	D 調整額	0円		
請求年月	※2007年11月以降の過去15ヶ月分の履歴を照会できます。			
2018年5月	<input type="button" value="表示"/>			

たまる!つかえる!

オricoのポイントサイト

OricoPoint Gateway

▶ 今すぐ利用する

- ご利用明細
- ご利用明細 (リボ払い)
- ご請求予定額明細

明細(簡易版) <2018年5月10日現在>

ご利用日	ご利用先など	ご利用者	今回回数	ご利用金額	手数料・利息(年利%)	その他	当月ご請求額
2018年3月16日		本人	1/1				
2018年3月21日		本人	1/1				
2018年3月26日		本人	1/1				
2018年3月30日		本人	1/1				
2018年3月30日		本人	1/1				
2018年4月3日		本人	1/1				
2018年4月4日		本人	1/1				
2018年4月4日		本人	1/1				
2018年4月4日		本人	1/1				
2018年4月6日		本人	1/1				
2018年4月9日	NTTニシニホン03ガツブン	本人	1/1	6,799円			6,799円
2018年4月13日		本人	1/1				
2018年4月20日		本人	1/1				
2018年4月22日		本人	1/1				

請求額確定日 2018年 3月 23日

日頃、サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。



内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 (DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN)	〔本内訳は、各サービス提供事業者が 発行したものです。〕	税区分 (TAX)
◆0548-32-5344				
○NTT西日本ご利用分 6,659	① 5,400	フレック 光ネクスト F 単利用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	② -1,100	光もっともっと割	2月 1日～ 2月28日、15ヶ月	合 算
			経過後、割引額は1,200円。	
	500	ひかり電話 (基本料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	400	ナンバー・ディスプレイ使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	200	複数チャネル使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	100	追加番号使用料	2月 1日～ 2月28日	合 算
	536	ひかり電話 (通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	116	ひかり電話 (携帯電話等への通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	10	ひかり電話 (IP電話への通話料)	2月 1日～ 2月28日	合 算
	4	ユニバーサルサービス料	2月 1日～ 2月28日 2番号分	合 算
			のご請求となります。	
	493	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 8%	
◇NTTコミュニケーションズご利用分 140	130	ナビダイヤル/テレドーム等への通話料	2月 1日～ 2月28日、0570	合 算
			/0180等で始まる番号への通話料で	
			す。	
	10	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 × 8%	
○NTT西日本分 (小計) 6,799	6,799	(小計)		
◇合計 6,799	6,799	合計		

ユニバーサルサービス料について

ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。

※ 2018年10月1日現在、NTTグループ各社から1番号当たりの費用 (無償) が削減されています。

整理番号 48

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------

支出証拠書

(会派名：無所属の会・責任世代 議員氏名：大石裕之)




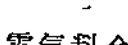




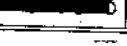

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費				
内容	平成30年3~4月分 事務所電気代				
年月日	平成30年5月28日~平成	年	月	日	金額 3,531円

目的	調査研究など、政務活動を行うための事務所の維持
使途	3~4月分 電気代
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

共有部分（事務所・自宅）
 $9,652 \text{円} \times 37.67\% \times 1/2 = 1,914 \text{円}$

専有部分
 $9,652 \text{円} \times 16.75\% = 1,617 \text{円}$
 $1,914 \text{円} + 1,617 \text{円} = 3,531 \text{円}$


1	030- 5-22			
2	030- 5-25			
3	030- 5-28	電気料金	9,652	
4	030- 5-28			

5

【按分の理由】	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
事務所、自宅で共有している為	9,652円	計算式参照	3,531円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	49
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会・責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	インターネットプロバイダー利用料金		
年月日	平成30年5月28日～平成	年月日	金額 648円

目的	県政、社会情勢に関する情報収集の手段として
使途	インターネット利用料金
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

支払者：大石裕之

1,296円 ÷ 2 = 648円

年月日		領収書金額	支払金額
1	30- 5-28		
2	D30- 5-28		
3	D30- 5-28	1,296	AP(ヤ) - (カ)
4	D30- 6-25		
5	D30- 6-25		
6	D30- 6-26		

「按分の理由」	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動+私用での使用の為、按分	1,296円	50%	648円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

● Yahoo!ウォレット請求明細

ご登録者名：大石 裕之 様

Yahoo! JAPAN ID：[REDACTED]



利用月：2018年04月

合計請求金額（税込）**1,794円**

請求内容	利用日	利用場所	商品名	利用額（税込）	備考
ヤフージャパン 月払い	4月1日～4月30日	Yahoo! BB 月額利 用料金	プロバイダー料(フ レッツ光)	1,296円	
請求金額（税込） 1,794円	4月1日～4月30日	[REDACTED]	[REDACTED] 会 社	[REDACTED]	

Copyright (C) Yahoo Japan Corporation. All Rights Reserved.

整理番号	50
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 無所属の会 責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	平成30年 5月31日	金額	42,000円


目的	政務活動を補助する職員を雇用
使途	5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

給料支払明細書
(30年5月分)

殿

労働日数	10/12	4日	
労働時間	5時15分	4時	
所定時間外労働			
基本給	14000.00		
所定時間外賃金			
家族手当			
交通費		2000	
合計		42000	
健康保険料			
厚生年金			
雇用保険料			
所得税			
住民税			
前払金			
合計			
差引支払額		42000	

(事務所名)  印

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	42,000円	100%	42,000円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表


5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	火			
2	水			
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月			
8	火			
9	水			
10	木			
11	金			
12	土			
13	日			
14	月	8	8	お茶の生産者・生産組織による製造、小売の一体的な取り組みについての調査
15	火	8	8	お茶の生産者・生産組織による製造、小売の一体的な取り組みについての調査
16	水	8	8	お茶の生産者・生産組織による製造、小売の一体的な取り組みについての調査
17	木	8	8	お茶の生産者・生産組織による製造、小売の一体的な取り組みについての調査
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木			
25	金			
26	土			
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			
31	木			
計	(A)	32	(B)	32

上記のとおり雇用したことを証明する。

平成30年5月31日

無所属の会・責任世代 議員名

大石裕之 

[政務活動費充当計算]・・・ 10,000/日 × 4日 = 40,000円
 500/日 × 4日 = 2,000円
 40,000円 + 2,000円 = 42,000円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号	51
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：無所属の会・責任世代・大石裕之)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	事務員雇用 (5月分)		
年月日	平成30年 5月31日～平成 年 月 日	金額	142,300円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	30年5月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

支払者：大石裕之

給料支払明細書

(30年5月分)

日	5月7日	時	00分	分	
労働日数	5	労働時間	127	時	分
所定時間外労働					
支給	基本給	132300			
	所定時間外賃金				
	家族手当				
額	交通費	10000			
合	計	142300			
控除	健康保険料				
	厚生年金				
	雇用保険料				
	所得税				
	住民税				
額	前払金				
合	計				
差引	支給額	142300			



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	142,300円	100%	142,300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

5月分		氏名		
日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	火	7	7	政務活動費支出簿の作成
2	水	7	7	政務活動費支出簿の作成
3	木			
4	金			
5	土			
6	日			
7	月	7	7	静岡茶の需要創出についての調査
8	火	7	7	静岡茶の需要創出についての調査
9	水	7	7	静岡茶の需要創出についての調査
10	木	7	7	地元住民による相談、陳情
11	金	7	7	お茶の有機栽培、減農薬栽培についての調査
12	土			
13	日			
14	月	7	7	お茶の有機栽培、減農薬栽培についての調査
15	火	7	7	政務活動費支出簿の作成
16	水	7	7	政務活動費支出簿の作成
17	木	7	7	政務活動費支出簿の作成
18	金	7	7	教育におけるITCの活用と現状と将来についての調査
19	土			
20	日			
21	月	7	7	教育におけるITCの活用と現状と将来についての調査
22	火	7	7	地元住民による相談、陳情
23	水	7	7	普通教室でのICT活用と情報モラル教育の重視についての調査
24	木	7	7	小規模校のための遠隔教育についての調査
25	金	7	7	小規模校のための遠隔教育についての調査
26	土			
27	日			
28	月	7	7	書類整理
29	火	7	7	書類整理
30	水	7	7	政務活動費支出簿の作成
30	水	7	7	政務活動費支出簿の作成
計	(A)	147	(B)	147

上記のとおり雇用したことを証明する。 平成30年5月31日
無所属の会・責任世代 議員名 大石 裕之 (印)

[政務活動費充当計算]・・・ [(B)147時間] × 単価 [900円/時間] = (C)132,300円
交際費 10,000円/月 + 132,300円 = 142,300円

* 証明は、雇用主が署名して押印する。